令和９年度横浜市予算編成に対する要望書

令和8年11月4日

日本維新の会横浜市会議員団

宛先　横浜市長　原澤 敦美 様

＜はじめに＞

横浜市は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、社会保障負担の増大に直面している。一方、AI・デジタル技術の進展は、行政サービスを見直し、市民の利便性と職員の生産性を高める機会でもある。令和９年度予算では、限られた財源を効果の高い施策に振り向け、将来にわたり持続可能な都市経営へ転換することが求められる。

令和９年３月に開幕する GREEN×EXPO 2027 は、令和９年度に会期の大部分を迎える。開催の成果を一過性のものにせず、旧上瀬谷通信施設跡地と郊外部のまちづくり、脱炭素・資源循環、市内経済の活性化につなげ、閉幕後も市民が実感できる成果を残さなければならない。

国においては、我が党も参画する連立政権の下、副首都の整備等に関する法律が令和８年７月に成立した。多極分散型の国づくりが進む中、横浜市も大都市として必要な権限と財源の確保を国に働きかけ、自らの強みを生かした成長を図るべきである。

日本維新の会横浜市会議員団は、「改革なくして成長なし」との考えの下、歳出の見直しと成長・次世代への投資を両立させるため、５つの重点テーマに基づき要望する。

5 つの重点テーマ

1. 成長戦略とイノベーション
2. 徹底した市政改革
3. 次世代への投資
4. 強靭で持続可能な都市基盤
5. 医療・福祉改革と健康長寿社会の実現

日本維新の会横浜市会議員団

団長　坂井 太

＜令和９年度予算編成における基本的な要望提言事項＞

１　成長戦略とイノベーション

横浜が持続的な成長を実現するには、人口減少とグローバル競争という制約を、AI・デジタル技術の活用と規制改革によって乗り越え、新たな価値を生み出し続ける都市へと自らを更新しなければならない。GREEN×EXPO ２０２７を契機とした都市価値の創造、横浜港の国際競争力強化、スタートアップと新産業の集積、インバウンドの拡大、そして次世代交通の実装を、成果指標に基づき着実に前進させる必要がある。同時に、国政で動き出した多極分散型国家への転換を好機と捉え、特別市の実現をはじめとする地方自治制度の抜本改革を通じて、真に自立した大都市としての権限と財源を確保し、二重行政・二重政治を解消して横浜独自の成長戦略を展開できる体制を構築すべきである。これらの理念に基づき、以下の具体的な施策を提案する。

1. 特別市と共に道州制における本市の在り方も視野に入れた新しい地方自治制度の議論を進めていき、二重行政・二重政治の解消を早期に実現すること。また、文化や歴史、風土、立地等の特性を生かした都市戦略について、具体的な方針を示し一層の磨きをかけるとともに、都市内の分権等により一層自律的で主体的な市民の活力を引き出すこと。

2. 住民自治の強化と地域ニーズへの迅速な対応を実現するため、各区への財源及び権限の移譲を一層進め、地域に根ざした政策立案と執行を可能とする都市内分権を推進すること。あわせて、区長について、公募制の導入や任期を定めた特別職化を含め、各区の重要課題に責任と権限を持って取り組むことのできる制度への改革を検討すること。法制度上直ちに実現できない事項についても、現行制度の範囲内で区長権限の拡大や人事・予算面での裁量拡充など、実現可能な改革から具体的に進めること。

3. 50 年後の推計を踏まえ、市域拡大と人口増加に伴って増えた 18 の行政区を見直し、合区を含めた効率的なエリアの見直しや総合区の検討を進めること。

4. 横浜港の国際競争力強化を図ること。本牧ふ頭Ｄ５コンテナターミナルの全面供用及び新本牧ふ頭の整備を着実に推進するとともに、AI・IoT を活用したスマートポート化を加速させ、アジアのハブポートとしての地位確立を目指すこと。また、過去最高を記録したクルーズ船の受け入れ実績を踏まえ、市内宿泊・周遊観光との連携をさらに深化させ、クルーズを起点とした地域経済への波及効果を最大化すること。

5. スタートアップなど新産業育成を加速させ、設定された成果指標（市内スタートアップ雇用者数、創業件数等）の達成状況を定期的に公表し、効果検証の結果を施策に反映すること。また、企業立地促進条例の認定目標 45 件の達成に向けた具体的な誘致戦略と進捗を示すとともに、事業用地創出の誘導策を早期に具体化すること。さらに、重点地域におけるインフラ整備や優遇措置の拡充など、横浜の強みを最大化する追加施策を具体的に示し、世界に通用する産業集積地の形成を目指すこと。

6. インバウンド観光の更なる拡大を目指し、新たなコンテンツの発掘やマーケティングデータの活用を促進するとともに、横浜の歴史的・文化的資源を生かした観光施策を展開すること。多言語対応の強化やキャッシュレス決済の普及促進など、受入環境の整備を進めるとともに、ナイトタイムエコノミーの活性化を図ること。

7. 他自治体で問題となっているオーバーツーリズムや受益者負担の在り方などを実態把握するとともに、本市における観光需要増加を見込んで、宿泊税の導入等を視野に入れて財政上の課題に対しても検討、対策を講じること。

8. 通勤時間の短縮と交通渋滞の緩和を目指し、公共交通ネットワークの充実を図ること。新横浜・羽沢横浜国大駅周辺のまちづくりを推進し、リニア中央新幹線の開業を見据えた新たな広域交通拠点を形成すること。

9. 国際標準のライドシェア制度の実現に向け、現行の日本版ライドシェアにとどまらない規制緩和を国に求めるとともに、横浜市として地域交通における活用方針を具体的に示すこと。また、令和 7 年度から開始した「みんなのおでかけ交通事業」について、各エリアでの導入実績と利用データに基づく効果検証の結果を公表し、交通空白地の解消に向けた具体的な拡大計画を示すとともに、持続可能で利便性の高い地域交通ネットワークの構築を目指すこと。

10. 閉幕した大阪・関西万博での実績、レガシーを引継ぎ、GREEN×EXPO2027 の成功に向けて市長が先頭に立ち、開催自治体としてのリーダーシップを具体的に示すこと。開催後のレガシーについては具体的な計画を策定し、その効果を全市に波及させる取り組みを推進すること。また、旧上瀬谷通信基地跡地については、着手済みの基盤整備を着実に進めるとともに、観光・賑わい地区等の事業予定者との計画を早期に公表し、郊外部の発展に資する具体的なスケジュールを示すこと。さらに、これを契機に環境に配慮した持続可能な都市づくりを一層推進し、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策の強化を図るとともに、グリーンインフラの整備を進め、自然環境と調和した魅力ある都市空間を創

出すること。

11. 令和 7 年 5 月改定の都市計画マスタープランにおいてシェアモビリティの利用環境整備が位置づけられたことを踏まえ、自転車シェアリングについてはステーション配置の最適化に加え、料金体系の見直し及び他の交通機関との連携強化に関する具体的施策を示すこと。また、電動キックボード・自動運転車等の次世代モビリティの導入促進について検討状況を明らかにするとともに、カーシェアリング・空間シェアリング等、多様なシェアリングエコノミーサービスの普及を図り、環境負荷の低減と市民の利便性向上を両立すること。

12. 多様な人材が活躍できる都市を目指し、女性の活躍推進に向けた具体的な支援策を示すとともに、高齢者の就労機会の拡充を図ること。外国人材については、適正な在留管理を前提とした上で、日本語教育の充実や生活ルールの周知、社会統合に資する支援体制を整備し、地域社会との共生を円滑に進めること。また、柔軟な働き方の促進など、誰もが能力を発揮できる環境整備を進めること。

13. 中小企業振興基本条例を堅持し、市内中小企業の競争力を強化するとともに、新陳代謝や生産性向上を支え、賃上げの底上げを積極的に促すこと。また、デジタル化支援や販路拡大支援、事業承継マッチングなど、きめ細かな施策を展開し、地域経済の活力維持と雇用の安定を図ること。

14. 人材需要の高い産業への労働移動のハードルを下げるため、横浜市中央職業訓練校での ICT 分野等の訓練拡充の実績と効果を検証した上で、さらなる充実を図ること。加えて、リスキリング支援の拡充及び民間教育機関との連携強化について具体的な方針を示すとともに、在職者向けの夜間・休日プログラムについては他施設への案内にとどまらず、本市独自の取組を検討し、より幅広い学び直し支援政策を推進すること。

15. 脱炭素社会及び持続可能な資源循環の推進を加速させるとともに、防犯・防災、ごみ問題、自治等の解決が図れる新たな未来都市を目指すこと。

16. 山下ふ頭及び市役所跡地を含む関内・関外地区等の大規模な土地利用転換について、単なる施設整備や事業の進捗管理にとどまらず、横浜の経済成長と都市価値の向上につながるプロジェクトとして推進すること。民間投資誘発額、雇用創出、交流人口、業務・産業機能の集積、市税収入等について具体的な成果指標を設定し、行政による投資や都市計画上の取組がどのような経済効果及び税源涵養につながるのかを検証・公表するとともに、今後の事業工程を明確にすること。

17. 令和 7 年 5 月改定の都市計画マスタープランに基づき、都心部だけでなく、副都心、郊外部

の主要駅周辺及び大規模土地利用転換地区について、横浜全体の都市構造の中で担う役割と誘導すべき都市機能を明確化すること。働く場、商業、医療・福祉、子育て、文化等の機能を地域特性に応じて集積するとともに、改定中の区プランに具体的な将来像と実現方策を位置づけ、都心部に過度に依存しない多極分散型の都市構造を形成すること。

18. 民間投資を積極的に呼び込む観点から、駅周辺や地域拠点等における用途地域、容積率、高さ制限その他の土地利用規制について、地域の将来像や都市機能の誘導方針に応じた戦略的な見直しを進めること。規制緩和にあたっては、単なる容積率等の引上げにとどまらず、歩行者空間、広場、緑化、子育て支援機能、地域交流機能等の公共貢献とインセンティブを連動させ、民間投資の誘発と地域の公共的価値の向上を両立する制度設計を進めること。

19. 道路、公園、駅前広場、公開空地等の公共空間について、イベント、広告、飲食、シェアモビリティ等の多様な活用を促進し、地域のにぎわいと新たな収益を生み出すエリアマネジメントを推進すること。公共空間の活用等によって生み出された収益を、地域の維持管理、緑化、防犯、イベント、歩行環境の改善等に再投資できる仕組みを構築し、行政による維持管理のみに依存しない持続可能な地域経営を実現すること。

20. 公共施設・インフラの整備・更新における PFI・PPP の導入を一層加速し、市営住宅や学校施設、複合公共施設等について具体的な案件形成を進めること。あわせて、市営野庭住宅建替事業等で生じた入札不調や、豊岡町複合施設再編整備事業における事業者対話の経験を踏まえ、事業構想の早期段階から市場との対話を徹底し、事業規模、リスク分担、工期、価格等の条件を適切に設定することで、入札不調・公募不成立を防ぎ、民間事業者が参入しやすい事業環境を整えること。

21. 令和 7 年度の物価高騰対策パッケージの実施効果を検証し、結果を公表すること。物価高騰が継続する状況を踏まえ、令和 8 年度に執行した事業の効果検証を行うと共に、令和 9 年度においても市民生活に効果的かつ公平な対策を切れ目なく実施すること。

２　徹底した市政改革

横浜市の財政は依然として厳しく、従来型の運営を続ければ将来世代への負担の先送りは避けられない。持続可能な市政の前提は、聖域なき行財政改革の断行である。AI・RPA 等の徹底活用による業務効率化と総人件費の抑制、成果を厳正に反映する人事評価、外郭団体の原則全廃を含む抜本的な見直しにより、行政のスリム化と生産性向上を同時に実現しなければならない。加えて、新公会計制度を活用した事業別・施設別のコスト分析や、遊休資産の売却・活用を通じて、限られた財源を真に必要な施策へ集中する。市長自らが報酬削減や退職金の廃止を含む「身を切る改革」に率先して取り組み、全庁的なコスト意識を醸成することで、横浜市を我が国で最も効率的で先進的な自治体へと変革すべきである。これらの理念に基づき、以下の具体的な施策を提案する。

1. 令和 7 年度に実施した総合評価基準の B 評価細分化を踏まえ、職員の能力・実績を適切に評価し、昇任・昇給・配置・人材育成に実効的に反映されているか検証すること。さらに、デジタルスキルに着目した評価指標の導入を検討するとともに、評価プロセスの透明性向上及び効果の定期的な公表に取り組むこと。年功序列型の人事を廃し、意欲と能力のある職員を積極的に登用するとともに、民間人材の活用拡大について具体的な方針を示し、組織の活性化と市民サービスの向上を図ること。

2. AI や RPA 等の先端技術やデジタルサービスの積極的な導入など DX 施策をさらに推進し、働き方改革の実現と労働生産性の向上を図ること。とりわけ、行政内部の業務効率化にとどまらず、市民が直接利便性を実感できるデジタルサービスの拡充に取り組むこと。これにより、人口減少時代に即した持続可能な事務の執行体制と市民サービス向上を進めるとともに、総人件費の抑制による行政コストの最適化を図るなど、最先端の行政運営を目指すこと。

3. 職員の再就職規制を厳格化し、退職管理の適正化を図るとともに、年齢や性別といった属性にかかわらず実力や能力で必要なポジションに最適な人材が配置されるように努めること。また、民間企業等への再就職に関する透明性を確保し、市民の信頼を損なうことのないよう、再就職手続きの公平性と透明性を徹底すること。

4. 財政健全化に向けた覚悟を示すとともに、市民理解を獲得する意味で、市長自ら先頭に立ち、報酬削減や退職金の廃止について検討の有無及びその結論を明らかにすること。

5. 将来世代への負担先送りとならない未来志向に基づいた行財政改革を断行し、将来への政策財源を確保すること。

6. 危機的な本市財政状況を踏まえ、全庁的にコスト意識をさらに醸成し、職員一人ひとりが財政規律の維持に取り組むこと。

7. ふるさと納税制度に対する実効性の高い対策を継続的に強化すること。寄附受入額については野心的な目標を定め、返礼品の更なる拡充と WEB マーケティングの効果検証結果を公表し、施策に反映すること。また、国への制度改正要望を継続しつつ、税収影響額を最小化するための本市独自の施策を具体的に示すこと。

8. 外郭団体については、市民生活に不利益が生じると合理的に認められるもの以外、基本方針として全廃を目指すこと。現在の 35 団体それぞれについて、民営化または民間活力の導入の可否を具体的に検討し、その結果を公表すること。公共サービスの質の向上とコスト削減を実現するとともに、市の業務をスリム化し、効率的な行政運営を目指すこと。

9. 新公会計に基づく事業別・施設別行政コスト計算書を単なる財務情報の公表にとどめず、予算編成及び公共施設の適正化における具体的な意思決定に活用すること。施設については、フルコスト、利用者一人当たりコスト、稼働率、受益者負担割合等を同種施設間で比較・分析し、その結果を踏まえ、統合・複合化、運営手法の変更、民間活用、利用料金の見直し等を具体的に進めること。事業についても、行政コストと政策効果・アウトカムを組み合わせて評価し、継続・拡充・縮小・廃止の判断に反映するとともに、令和 9 年度予算において新公会計の活用によって見直した具体的な事業・施設及び財政効果を明らかにすること。

10. 土地・建物等の本市資産を有効活用するとともに、遊休資産のさらなる売却等も視野に入れ、経営資源の最適化を図ること。

11. 市職員の給与明細に、横浜市が事業主として負担している社会保険料（共済費）の金額を明記し、社会保障制度への理解を深める取組を進めるなど、見えにくい社会保障制度の負担構造を可視化することで、制度改革への意識向上と財政構造の健全化につなげること。

12. 敬老特別乗車証（敬老パス）について、高齢者人口の増加や事業費の増大を踏まえ、持続可能で公平な制度へ早期に見直すこと。特に、一部の利用者による多数回利用によって公費負担が大きく偏る実態については、健康増進・介護予防効果の分析を待つことなく、利用回数や公費負担の偏在状況を明らかにした上で、速やかに不公平の是正策を講じること。あわせて、利用実態と健康増進・介護予防効果を定量的に検証し、その結果を利用者負担や制度設計の見直しに反映することで、真に必要な移動支援を将来にわたり持続できる制度へ転換すること。

13. 市長、副市長その他の特別職を明確に対象とするハラスメント防止条例を整備し、職員が人事・秘書部門等から独立した外部窓口へ相談・通報できる制度を構築すること。第三者調査の開始基準、通報者・協力者への不利益取扱いの禁止、調査結果及び再発防止状況の公表等について制度化すること。 令和９年度予算には独立した相談・調査体制の運営、被害者支援、研修及び再発防止に必要な経費を確保すること。 あわせて、今回の市長によるハラスメントの被害を受けた職員について、退職者及び特別職を含め、独立した窓口での相談、心理的支援、就業上の配慮及び職場環境の回復に必要な予算を確保すること。支援の利用状況と組織改善の進捗を、個人情報に配慮した上で検証・公表すること。

14. 市長、市会議員等の報酬改定について、特別職報酬等審議会の委員選任基準、審議資料、議論、比較対象及び算定根拠を原則公開するとともに、報酬引上げの場合には複数案の比較や市民意見を把握する仕組みを設け、意思決定過程の透明性を高めること。

15. 区が地域課題を自ら把握し、政策を立案・実行できる体制を強化すること。区独自予算枠を拡充するとともに、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、広告、ネーミングライツ、公有財産・公共空間の活用等によって各区が生み出した財源の全部又は一部を当該区の施策へ再投資できる仕組みを検討すること。あわせて、政策立案を担う専門人材の配置、データ分析機能の強化、区民参加による政策形成の仕組みを整え、各区が地域特性に応じた独自施策を展開できる体制を構築すること。

16. 500 校を超える学校を抱える本市の教育行政について、大阪市の区担当教育次長制度等も参考に、学校教育事務所の在り方を検証し、区役所が地域資源、福祉、子育て、まちづくり等と学校をつなぎ、教育行政の一部を担う分権型の仕組みを検討すること。

17. 平成 24 年 4 月に策定した「市民利用施設等の利用者負担の考え方」を実効的に運用し、施設ごとに定める標準的な利用者負担割合と実際の利用者負担割合を定期的に比較・検証すること。両者に乖離がある施設については、その理由を明らかにした上で、コスト削減、利用率向上、使用料・利用料金の改定等による是正を具体的に進めること。あわせて、物価・人件費等の変化を適時反映できる料金見直しの仕組みを構築するとともに、減免制度についても政策目的と効果を検証し、類似施設間で合理的な理由なく取扱いが異なる状況を是正すること。

18. 重大な不祥事、政策変更、大規模プロジェクト等について、外部委託費だけでなく、資料作成、調査、議会対応等に投入した職員の延べ時間や人件費を行政コストとして把握する仕組みを検討し、政策判断の費用対効果及び機会損失の検証に活用すること。

3　次世代への投資

我が党が国政で主導した教育無償化は、高校授業料の実質無償化として結実し、子育て世代を確実に後押ししている。横浜市はこの国の制度を最大限に活かしつつ、市政ならではの役割として、教育の「質」と学びの選択肢の充実へと軸足を移す段階にある。学びの多様化学校や公設民営学校の検討、フリースクールとの連携、インクルーシブ教育の推進など、一人ひとりの個性と能力を伸ばす横浜独自の施策を展開すべきである。あわせて、市が先行してきた出産費用の無償化、切れ目のない産前産後・子育て支援、保育・学童の質と量の確保、教職員の働き方改革による教育環境の改善を総合的に進め、次世代が健やかに育つ環境を整える。未来への投資を惜しまない姿勢こそが、横浜の明日を創る。これらの理念に基づき、以下の具体的な施策を提案する。

1. 中長期的な人口動態を考慮した保育施設整備計画を策定すること。令和 7 年度から開始した重点地域における受入枠確保の取組及びベビーシッター補助の試行について実績と効果を検証し、今後の展開方針を明らかにすること。また、送迎支援事業の利用実績を踏まえた効果を検証し、必要に応じて拡充を図るとともに、保育施設の多機能化に向けた具体的な支援方策を早期に策定すること。

2. 保育士、学童指導員、放課後キッズクラブのスタッフなど、子どもたちの成長を支える人材の待遇や勤務環境の改善、業務効率化の支援を行い、子育てや子どもたちの発育を支える多様なサービス拡充と待機児童、保留児童等の問題の解消を目指すこと。とりわけ、国の処遇改善加算や本市独自助成、常勤支援員配置加算の効果を検証し、さらなる待遇改善につなげること。

3. 教育機会の平等を目指し、令和 8 年度から実現した高校授業料無償化及び小学校給食費の実質無償化を着実に運用すること。その上で、保育園・幼稚園から中学校に至るまでの教材費・給食費等の無償化についても具体的な検討を進めること。国の制度を最大限に活用しつつも、横浜市独自の施策として、私立学校を含むすべての教育段階で段階的な無償化への道筋を明確に示し、家庭の経済状況にかかわらずすべての子どもたちが質の高い教育を受けられる環境を整備すること。また、現行の就学援助費や就学奨励費等の支援制度については、その拡充と利用促進を図りつつ、最終的には無償化によってこれらの制度が不要となることを目指すこと。

4. 出産費用の無償化に向けた健康保険法等改正に基づき、正常分娩の保険適用による自己負担無償化が 2028 年度までに開始される見通しであることを踏まえ、国の制度化を積極的に後押しするとともに、制度開始までの間は横浜市独自の出産費用助成を確実に継続すること。定期的な実態調査を実施し、現行の支援策で十分な効果が得られているか検証するととも

に、国の新制度移行後も、標準的な出産費用の対象外となる費用について市独自の支援の必要性を検討すること。

5. 産前産後ケアの充実、不妊治療への助成拡大、子育て世代包括支援センターの機能強化など、出産に関連する付随的な費用も含めた包括的な支援の可能性について引き続き検討し、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進すること。

6. 子どもの貧困対策を強化し、教育格差の解消に取り組むと共に、学習支援の拡充、放課後児童クラブの充実、ひとり親家庭への支援強化など、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進すること。また、事業推進と同時に、これまでの政策効果を検証し、市内の教育格差の実態把握・調査を行うなど実効性ある対策への見直しを不断に行うこと。

7. 施行された共同親権に係る民法改正法の趣旨を踏まえ、子どもの最善の利益を守るため、面会交流の促進や離婚後も共同して子どもを育てられる環境づくりを推し進めること。令和８年度から開始した親子交流支援事業の実績と効果を検証し、さらなる拡充を図るとともに、相談や案内に留まらず、子どもたちの体験機会の創出など、具体的な施策を推進すること。

8. 多様な教育機会の提供を推進し、地域ニーズに基づき学びの多様化学校や公設民営学校の設置、特色ある学校づくり、フリースクールとの連携強化など、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばす教育環境の整備に取り組むこと。また、不登校等により健康診断が未受診である児童生徒へ配慮のため、試行中の学校外での健診実施など誰もが自らの健康を守る機会を提供するよう努めること。

9. 通常学級に在籍する児童生徒について、診断や障害者手帳の有無だけで判断せず、学校生活上の支援の必要性を早期に把握すること。本人への適切な支援と、周囲の児童生徒の安全・安心な学習環境を両立できるよう、教職員への専門的助言、必要な人員配置、教育委員会・福祉部門との連携を強化すること。課題が生じた際の対応方針を保護者に丁寧に説明する体制を整えること。

10. 中学校部活動の地域展開について、学校や地域ごとの生徒数、活動場所、指導人材、移動手段等の違いを踏まえ、一律の移行を前提とせず、持続可能な実施体制を構築すること。外部指導員の確保、地域団体・企業との連携、国費の活用、参加費の負担軽減及び安全管理を具体化し、家庭の経済状況や居住地域によって生徒の活動機会に格差が生じないようにすること。

11. 校務支援の DX 化、教職員の働き方改革、事務分掌見直しをより一層推し進め、教員が授業

に専念できる体制を整えること。また、令和８年度から全小学校への展開が検討されているチーム担任制について着実に実施するとともに、他校種への展開に向けた検証を進め、児童生徒や保護者にとっても安心できる教育環境をつくること。

12. わが会派が令和７年６月 27 日に提出した緊急要望書「教職員による不祥事に対する迅速かつ誠実な対応を求める緊急要望書」にもとづき、実効性のある施策を着実に行うこと。校内への防犯カメラ設置などハード整備により時代に相応しい学校を目指し、児童生徒だけでなく教職員が安心して教育に集中できる環境を整えること。

13. 横浜市立大学の入学者に占める市内出身者の割合や卒業生の市内就職率の割合が年々低下していることも鑑みて、令和７年度から開始された多子世帯の授業料無償化の効果を検証するとともに、一定条件を満たした市内在住学生に対する横浜市立大学の市独自の学費無償化を検討すること。また、市内出身者の入学割合及び卒業生の市内就職率について具体的な目標を設定し、学生の市内企業への就業を促進すること。

14. 令和８年度から開始した５歳児健診の実施状況を検証し、発達上の課題がある場合のフォローアップ体制の充実を図るとともに、保護者への気づきのための支援を強化すること。さらに、就学後を視野に入れた教育分野と情報共有できる体制を構築すること。また、保健・医療・福祉・教育が連携し、健診や健診後の支援に必要な専門職の確保や研修体制の整備を進めること。

15. 若年層から体系的かつ実践的に学べる金融リテラシー教育を充実・拡充し、将来の生活設計力と社会参加力を育成すること。

16. 本市の施策推進において、令和７年度に設置した「こどもの意見推進会議」を通じた取組の実績と効果を検証し、子どもたちの意見が施策に反映された具体例を公表すること。また、市民があらゆる機会で子どもたちの意見を尊重することへの意識を持つことができるよう、製作済みの周知動画の活用状況を検証するとともに、こども基本法や横浜市こども・子育て基本条例の趣旨と具体的な行動様式の伝達に努めること。

17. 認知・非認知能力調査研究の結果に基づき、社会情動的コンピテンシーの考え方を授業デザインに反映し、教員への研修や支援を通じて現場実践を促進すること。令和８年度に設置したモデル校での取組の成果を検証・共有し、全市的な展開によって児童生徒の資質・能力の育成を深化させること。

18. 保育料の多子世帯減免について、川崎市・千葉市等の近隣自治体が既に実施している上の子の年齢制限撤廃を踏まえ、横浜市においても、きょうだいの年齢や在籍施設にかかわらず

多子世帯として認定する制度への見直しを早期に実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減すること。

19. 共同親権制度の施行を踏まえ、離婚後においても子どもの最善の利益を最優先とし、父母双方との適切な関わりの重要性や制度の趣旨について、市民への周知・啓発を推進すること。

20. 学校行事への参加については、同居親・別居親を問わず、子どもの最善の利益を最優先に判断するとともに、接近禁止命令等の司法上の制限がない場合には、一方の保護者の意向のみによって参加を制限することがないよう、教育委員会として適切な運用及び学校への周知・指導を行うこと。

21. DV 等に関する相談・支援については、真の被害者保護を最優先としつつ、虚偽申告や事実誤認による不適切な対応を防止するため、事実確認の体制及び第三者による検証機能の充実を図り、子どもの最善の利益に資する制度運用を行うこと。

22. 児童虐待の根絶に向け、区局横断による連携体制を一層強化し、情報共有及び早期発見・早期支援の仕組みを充実させるとともに、虐待の未然防止に向けた実効性のある施策を推進すること。

23. 国籍やルーツの違いにかかわらず、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりを推進すること。外国につながる子どもへの教育・相談支援を充実させるとともに、偏見や差別のない地域社会の実現に向けた啓発を進めること。

24. 小・中・高等学校の理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室等の特別教室について、空調設備の未設置状況、使用頻度及び室温等を把握し、設置完了時期を明示した整備計画を策定すること。あわせて、普通教室等の既設空調設備について、メーカー推奨更新時期や部品供給状況を踏まえた長期更新計画を策定し、故障後の事後対応から予防保全型の施設管理へ転換すること。

25. 学校健康診断について、検査の手順、着衣及びプライバシーへの配慮等が事前に児童生徒及び保護者へ十分伝わるよう、説明資料や運用基準を標準化し、全校で活用すること。特に新入生への事前周知を徹底し、実施状況を把握・検証すること。

26. 放課後児童クラブ等において、送迎や配慮を要する児童への対応など国制度が標準的に想定する範囲を超える支援が必要となっている実態について、施設ごとの負担状況を把握すること。その結果に基づき、支援を要する児童の受入れに係る加算、職員配置及び専門機関

との連携体制を検証・改善すること。

27. 長期休業期間中の昼食提供や、保護者の出勤時間と学校・放課後事業の開始時間との間に生じる「朝の居場所」等について、試行事業の利用実績・ニーズを検証し、必要な地域への展開を進めること。一方、ニーズがない場合は取り止めや政策変更を辞さないこと。

28. 校則、学校行事、学習環境等について、児童生徒が意見を表明し、学校と対話しながらルール形成に参加する仕組みを推進するとともに、好事例を全市で共有し、子どもの意見表明・参画を学校の日常的な運営に反映すること。

29. いじめ重大事態について、調査の迅速性、第三者性、被害児童生徒及び保護者への情報提供・支援を強化するとともに、調査結果を学校及び教育委員会の再発防止に確実につなげる仕組みを明確化すること。

30. 児童相談所の相談件数、一時保護所の稼働状況、職員配置、専門職確保等を継続的に検証し、地域偏在や恒常的な高稼働が生じないよう施設・人員の整備計画に反映すること。

31. 子どもの移動を交通政策だけでなく教育・子育て政策として位置づけ、市営バスの小児運賃制度に加え、中学生・高校生を含む若者向け運賃制度について、他都市事例、利用促進効果、家計負担軽減効果及び必要財源を検証し、導入可能性を具体的に検討すること。

32. 図書館からの距離や人口等を用いて図書サービスへのアクセス状況を可視化し、図書館から離れた地域について、駅、商業施設、公共施設等を活用した予約図書の受取・返却拠点、ブック＆ラウンジ等を整備するなど、分散型の図書館ネットワークを構築すること。

33. 中学校給食について、全員給食の実施後も、味・温度・残食率・生徒満足度・コスト等を継続的に検証し、より質の高い給食提供に向けて、学校調理方式（自校や親子調理）など現在の手法の枠に収めず、不断の改善を検討すること。

34. 保育施設や公共施設等を、保育・教育機能だけでなく地域の子育て相談、交流、居場所づくりの拠点として活用する「みんなの保育園」「まち保育」等の取組を推進し、子育て家庭が地域とつながる機会を充実すること。

４　強靭で持続可能な都市基盤

地震・台風・豪雨に加え、気候変動により想定を超える災害が頻発する時代にあって、市民の生命と財産を守る実効性ある備えは急務である。浸水・治水対策、港湾の耐震強化と BCP の充実、木造密集地域の不燃化、地域防災拠点の機能強化を、ハード・ソフト両面から加速しなければならない。同時に、GREEN×EXPO ２０２７を成長の機会として活かし、旧上瀬谷通信施設跡地を核とした郊外部の開発と、都心・地域拠点の再開発、交通インフラの整備を、50 年後・100 年後を見据えて進める。老朽化する公共施設は計画的に更新・長寿命化し、PFI／PPP を活用した効率的な整備により、次世代に過度な負担を残さない持続可能な都市経営を実現すべきである。これらの理念に基づき、以下の具体的な施策を提案する。

1. 令和 8 年 8 月の千葉豪雨や 9 月の台風 25 号等を踏まえ、都市型の内水氾濫や道路・アンダーパス等の冠水リスクを改めて検証すること。過去の浸水実績、地形、下水道・河川の整備状況等を基に重点箇所を点検し、排水設備等の予防保全を徹底するとともに、時間 60 ミリを超える局地的豪雨も念頭に必要な対策と予算措置を講じること。あわせて、高潮・河川を含む総合的な浸水・治水対策を推進すること。

2. 洪水、内水、高潮、土砂災害等のハザードマップを、市民の具体的な避難行動につなげること。特に災害リスクの高い地域を重点に、横浜市避難ナビ等も活用したマイ・タイムラインの作成・普及を進めること。避難情報の発信にあたっては、「〇〇町の一部」といった表記だけにとどめず、対象区域を示す地図、住所による確認方法、対象世帯数等を併記し、市民が自分の避難の要否を速やかに判断できるようにすること。総務局が担う全市的な発信と各区役所による発信を横断的に検証し、実際の災害時に生じた市民の疑問や避難行動を踏まえて、情報の示し方や発信手順を適時見直すこと。

3. 令和 8 年の台風 6 号等における対応を検証し、台風・豪雨時の市立学校の休校、登下校、学校待機、保護者への情報発信等について、児童生徒の安全確保を最優先とした明確な基準を整備すること。地域ごとの災害リスクを判断に反映するとともに、災害後の検証を学校防災計画や運用基準の改善につなげること。

4. 都心部の大規模地震対策として、一時滞在施設の拡充による帰宅困難者対策の強化や、情報提供システムの整備、企業との連携強化など、混乱防止と安全確保に向けた施策を展開すること。

5. 横浜港の防災機能強化と環境配慮型港湾（グリーンポート）の実現を目指すこと。本牧 D5・新本牧ふ頭における耐震強化岸壁の整備を着実に進めるとともに、山下ふ頭における整備に向けた国との協議を加速させること。港湾 BCP の充実を図るとともに、令和 7 年 3 月策定の横浜港

港湾脱炭素化推進計画に基づき、大さん橋国際客船ターミナルへの陸上電力供給設備の導入を早期に実現するなど、災害に強く環境にやさしい港湾づくりを進めること。

6. 市内に多く残る斜面緑地の保全と防災対策を両立させること。また、緑地保全制度の活用による樹林地の維持管理強化、崖地の安全対策、雨水浸透施設の整備など、自然環境の保全と防災・減災を同時に推進すること。

7. 地域特性に応じた地震火災対策を強化すること。特に木造住宅密集地域における不燃化推進地域の指定拡大、延焼遮断帯の形成、狭あい道路の拡幅整備など、地域の実情に即した対策を集中的に実施すること。

8. ヨコハマプラ 5.3 計画に基づき、2030 年度までにプラスチックごみ 2 万トン削減の目標達成に向けた進捗を明らかにするとともに、さらなるごみ減量・リサイクル推進を図ること。プラスチック資源の分別収集においては効果検証と市民への定着支援を進めること。特に、観光地や商業施設で進められている水平リサイクルや食品残渣堆肥化等の実証事業の成果を踏まえ、食品ロス削減、プラスチック対策、事業系ごみの削減の取組をさらに拡大すること。

9. 脱炭素先行地域であるみなとみらい 21 地区を中心に脱炭素イノベーションを一層推進すること。また、2027 年の GREEN×EXPO2027 や区政 100 周年等の機会を捉え、市内全域での脱炭素社会に向けた行動変容と環境配慮型のまちづくりを推し進めること。

10. 市民・企業・行政の協働による地域防災力の向上を進め、横浜市独自の「よこはま地震防災市民憲章」の普及啓発、地域防災拠点の機能強化、多言語による防災情報発信の充実など、多様な主体が連携した防災・減災の取り組みを推進すること。

11. 自転車駐輪場における窃盗等の犯罪防止を図るため、防犯カメラの設置や巡回の強化など、防犯対策の充実に取り組むこと。

12. 市内全域の自転車通行環境について危険箇所の調査を実施し、歩道・車道の利用実態や通学路等の地域特性を踏まえた安全対策を推進するとともに、市民からの危険箇所の情報収集や警察・道路管理者との連携を強化し、自転車・歩行者・自動車の安全確保に取り組むこと。

13. 障害の有無、年齢、身体特性等にかかわらず誰もが一緒に利用できるインクルーシブ公園の整備を推進すること。遊具の設置だけでなく、園路、休憩スペース、トイレ、駐車・乗降環境、日陰等を含む公園全体のユニバーサルデザイン化を進め、当事者及び家族の意見を

設計・改修に反映する仕組みを構築すること。

14. 公園面積や箇所数のみを成果指標とせず、GIS 等を活用し、人口、子どもの数、高齢化率、公園までの距離、地形、道路横断、公園の規模・機能等から市民の公園アクセスを分析すること。公園へのアクセスが不足する地域を「公園空白地」として可視化し、解消目標を設定するとともに、新規公園整備、既存公園の機能向上、学校・公共施設・民間公開空地等の活用を組み合わせて改善すること。

15. 公園、広場、スポーツ施設、学校運動場など、身近にスポーツに親しめる場所について、地域ごとの面積、人口当たりの規模、利用可能時間や稼働状況を把握し、利用機会が不足する地域を明らかにすること。新たな用地の確保が難しい地域では、学校運動場や既存施設への夜間照明の設置・更新を積極的に進め、利用できる時間帯と枠を広げること。近隣への光・騒音対策、安全確保及び維持管理にも配慮し、市民のスポーツ実施率の向上につなげること。

16. 従来の緑被率に加え、樹冠被覆率を都市の暑さ対策及び緑の質を測る指標として活用すること。駅前、通学路、公園、歩行者動線等について、樹木による日陰、ベンチ、給水設備、クールスポット等を計画的に整備し、地表面温度や木陰の確保状況等の効果を検証すること。

17. 市営バスの運賃改定を単なる収支不足の補填に終わらせず、安全性向上、運転士・整備士等の人材確保、営業所・休憩環境改善、車両更新、DX・運行効率化等への戦略的投資につなげること。運賃改定による増収額とその使途、改善効果を市民に分かりやすく公表すること。

18. 人口減少や建設費・資材価格の高騰、既存建築物の老朽化等を踏まえ、都市機能の更新にあたっては、新築・建替えのみを前提とせず、リノベーション、用途転換、長寿命化等による既存ストックの活用を積極的に進めること。既存建築物や公共施設の価値を最大限に引き出しながら、新たな都市機能や民間投資を誘導する仕組みを整え、環境負荷及び財政負担を抑制した持続可能な都市再生を推進すること。

19. 空き家の発生予防と利活用を進めるため、所有・管理・流通の実態と、固定資産税の住宅用地特例の運用を検証すること。とりわけ、居住実態がなく売却・賃貸にも出されていない住宅については、所有者への相談・流通支援と組み合わせた課税の導入可能性を検討すること。その際、課税対象や免除・減免、住宅供給への効果、調査・徴税コストを整理すること。

5　医療・福祉改革と健康長寿社会の実現

超高齢社会の進展に伴い社会保険料の負担は増大を続け、現役世代の負担は限界に近づいている。国政では社会保険料を引き下げる改革が進められており、横浜市においても医療費の適正化と健康寿命の延伸を両立させる施策が強く求められる。持続可能な医療・福祉制度を次世代へ引き継ぐため、「治療」から「予防」への転換を加速し、デジタルヘルスの活用、エッセンシャルワーカーの待遇改善と生産性向上、介護予防の強化、受動喫煙対策の徹底により、質の高いサービスを効率的に提供する体制を構築すべきである。あわせて、深刻な労働力不足に対しては、省人化・生産性向上を基本としつつ、外国人材の適正な在留管理と社会統合を前提とした受入れを進め、人と動物の共生も含め、誰もが安心して暮らせる包摂的な社会を目指す。これらの理念に基づき、以下の具体的な施策を提案する。

1. 持続可能な介護制度の構築を目指し、要介護者の自立により介護報酬が減少する仕組みに対して、成果に応じて介護者の待遇が改善されるなど介護に関わる人が報われ、要介護者の健康に寄与する施策展開を検討すること。

2. 実効性のある屋外の受動喫煙対策を進めるため、関係局が連携し、令和９年１月に予定される市内全域の屋外公共空間における喫煙禁止について、十分な周知と円滑な施行を図ること。密閉型喫煙所への転換は整備場所、時期及び維持管理方法を明らかにし、施行後は路上喫煙、煙漏れ、周辺苦情及び吸い殻散乱の状況を検証して対策を改善すること。公園禁煙化後の影響も継続して把握すること。

3. 人と動物が共生できる社会を目指し、犬・猫の理由なき殺処分ゼロを継続すること。また、地域防災拠点におけるペット同行避難の訓練を全拠点で実施するとともに、2033 年度までに各区１か所程度を目指すとされた同室避難について、設置計画の具体化と前倒しを検討すること。 さらに、災害時のペット支援体制の具体的な整備を進めること。

4. 多頭飼育問題については、区役所や社会福祉関係者、ボランティア団体などとも情報共有をし、早期の発見・介入を目指すこと。また、飼育者の生活環境の改善支援と共に、保護された動物についても新たな家族のもとで飼育されるようにすること。

5. 改正動物愛護法に「終生飼育」が明記されたことを踏まえ、飼い主に対しては「命あるもの」として動物がその命を終えるまで適正に飼育する責任があることの啓発を促進すること。

6. 横浜市の３動物園について、学び・観光・アニマルウェルフェアの三つの観点を調和させた運営方針を一層推進すること。子どもたちが動物を通じて生物多様性や環境への理解を深め

られるよう、体験的な環境教育の充実を図るとともに、動物の行動特性や福祉に配慮した展示・暑さ対策にも配慮した飼育環境を整備すること。また、魅力的な展示演出や発信力の強化を進め、市民に親しまれ、国内外から訪れたいと思われる動物園として、横浜の都市ブランド向上に寄与すること。

7. 各区において、飼い主のいない猫に関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応できる体制を整備すること。また、捕獲器の増設、不妊・去勢手術支援事業の拡充、獣医師の確保などにより、TNR 活動を推進すること。

8. 飼い猫の室内飼育の推進及びマイクロチップ装着を推進するとともに、その装着費用の補助制度の充実を図ること。

9. 猫の所有者責任を明確にするため、猫の登録制度について、国への制度創設の働きかけを含め、導入に向けた検討を行うこと。

10. 3 つの動物園を有する横浜市として、日本の動物園を牽引し社会的役割を果たしていくため、動物園の定義や運営に関する基本理念、市・市民・事業者の責務等を定めた動物園条例の制定・改定を検討すること。

11. 診療報酬に収載された遠隔 ICU について、要件緩和や評価の充実に向けた国への要望を継続し、持続可能な運営体制を確立すること。また、医療ビッグデータ活用システム（YoMDB）を活用した医療提供体制の分析を深化させるとともに、デジタルヘルス技術の活用をさらに進め、医療体制の基盤を強化すること。

12. エッセンシャルワーカーの待遇改善と職場の環境改善を推進すること。

13. 「第 3 期健康横浜２１」に基づく取り組みをさらに強化し、健康寿命の延伸と医療費抑制を一体的に推進すること。設定済みの各取組テーマの数値目標について、令和 11 年度の中間評価を待たず、達成状況を定期的に公表すること。また、横浜市立大学との要因分析及び「女性の健康づくり推進検討部会」での検討結果を踏まえ、女性の健康寿命延伸に向けた具体的な施策を早期に実施すること。

14. 生活保護を必要とする人の暮らしと適切な受療機会を確実に守りつつ、生活保護費及び医療扶助費の増減要因を分析・公表すること。重複投薬の防止、健康管理支援、就労・自立支援等について、本人の状況に応じた支援の効果を検証し、支援の質の向上と制度の持続可能性の確保につなげること。制度上、市の対応だけでは解決できない課題は国に改善を求めること。

15. 熱中症などによる救急搬送需要の急増、救急医療体制のひっ迫が懸念される現状を踏まえ、昨年度から開始した「あんしん救急」の取組の効果を検証し、さらなる適正利用の推進を

図ること。真に必要な方に救急医療を届けるため、不要不急の救急要請の抑制や緊急性が認められない場合の救急搬送の有料化の検討を行うこと。

16. ズーラシア、野毛山動物園及び金沢動物園について、国際的に広く参照されている Five Domains Model（栄養・環境・健康・行動・精神状態）等の知見を踏まえ、動物福祉の評価・モニタリング体制を構築すること。飼育・展示・施設整備等の意思決定において動物福祉を最優先に位置づけるとともに、種の保存、研究、環境教育、観光を一体的に推進する中長期ビジョンを策定し、外部専門家、大学、研究機関、民間事業者等との連携及び子ども向け体験型教育プログラムを充実すること。

17. 屋外公共空間における受動喫煙対策について、喫煙所の整備数だけでなく、煙漏れ、周辺苦情、路上喫煙、吸い殻散乱等を成果指標として評価すること。駅周辺等では立地条件に応じて密閉型喫煙所を基本とし、整備後の効果を継続的に検証すること。

６　その他

各区、地域における施策について記載する。

（鶴見区）

1. JR 鶴見駅への中距離直通電車停車（相模鉄道・JR 直通電車停車等）の実現に向けた積極的な取組を行うこと。

2. 京急鶴見駅の特急停車、京急生麦駅の急行停車の実現に向けた積極的な取組を図ること。

3. 国道駅高架下、鶴見川流域など区内観光資源を活用した国内外観光客誘致を一層推進すること。

4. 安全対策強化に向けて鶴見区内京急各駅（花月園前駅・鶴見市場駅）のホームドアについて、未整備駅への早期整備を図ること。

5. 「みんなのお出かけ事業」において、上の宮・馬場・獅子ヶ谷エリアで運行中ののるーと TSURUMI の継続実施に向けた支援を行うとともに、岸谷エリアの地域交通についても実証を踏まえた必要な支援を行うこと。

6. 県道鶴見溝ノ口線における JR ガード下について、歩行者の通行を最優先とし、自転車利用者・車両との分離を図るなど、安全性・快適性の向上および空間の暗さ解消を推進すること。

7. 鶴見駅西口における再々開発を促進するとともに、公共空間の改善・リノベーションを進めること。

8. 拠点駅の鶴見駅周辺の他生麦駅や矢向駅周辺において、機能誘導を図る容積率緩和などの規制緩和や優遇措置により民間開発を促進し、エリアマネジメントを推進すること。商店街の活性化と一体的に、賑わいある街を形成すること。

9. 鶴見駅周辺や市街地の公共空間に不足する緑を増やし、もっと住みやすく、気持ちの良い街を形成すること。充足していない街区公園や近隣公園を積極的に整備すること。

10. 駒岡、梶山、上末吉等のエリアにおける低投票率の状況を踏まえ、トレッサ横浜等への鶴見区期日前投票所の設置について早期の実現を図ること。

11. 矢向駅周辺における踏切の安全対策および利便性向上を図るため、川崎市および鉄道事業者と連携し、課題解決に向けた検討を加速すること。

12. 令和 7 年 3 月策定の末広町地区 AREA CONCEPT BOOK に基づき進められている立地企業との具体的なまちづくり検討を加速させ、規制緩和やインフラ整備の方針を早期に具体化すること。

13. 令和 6 年 12 月に示された「今後の市立図書館再整備の方向性」を踏まえ、現在および新鶴見図書館の立地を考慮し、駐車台数が豊富な集客施設であるトレッサ横浜等への図書取次拠点の整備など図書サービスへのアクセス性向上を早期に実現すること。

14. 鶴見図書館の豊岡小学校跡地への移転に伴い鶴見駅東口側の図書アクセスが悪くなることを踏まえ、東口における予約図書の受取・返却機能やブック＆ラウンジ等の図書サービス拠点の整備を検討し、図書サービスへのアクセスを確保すること。

15. 鶴見図書館及び鶴見保育園移転後の建物および土地活用については、借地であるものの、これまで市民が集う場所であったこと及び立地特性を踏まえ、公益性のある利活用を図ること。

16. 馬場四丁目公園をはじめ、深夜の騒音や器物損壊等の迷惑行為が繰り返し発生している公園について、注意喚起看板の設置にとどまらない対策を講じること。照明の増設や防犯カメラの設置等の環境整備を検討するとともに、土木事務所、警察及び近隣学校等が情報を共有して対応に当たる手順を整えること。

17. 豊岡町複合施設再編整備事業（豊岡小学校建替えを含む）について、PFI 事業者決定後の事業者対話等を踏まえ、既存校舎解体期間の延伸等の変更点を反映した最新の事業スケジュールを明確化し、学校・地域への丁寧な情報提供のもとで着実に推進すること。

18. 鶴見駅西口喫煙所のリニューアルを早期に実現すること。供用開始後は煙漏れや周辺環境への影響を検証し、必要な対策を講じること。

19. 令和 9 年 10 月の鶴見区制 100 周年に向け、記念事業実行委員会の取組を財政的・人的に支援するとともに、100 周年を一過性の記念行事とせず、地域活動、観光、商店街、文化、地域コミュニティ等の活性化につなげる施策を推進すること。

20. 市場小学校けやき分校の暫定利用期間終了後の用地活用について、下水道施設整備を基本とする方針を踏まえつつ、区及び地域の意向がより反映される仕組みのもとで、地域ニーズを踏まえた活用方針の検討を進めること。

21. 豊岡小学校の建替えに伴い、建替え期間中に地域のスポーツ機会が失われないよう代替会場の確保に努めること。また、完成後も夜間照明により特に夏場のスポーツ機会の確保に努

めるとともに、地域の防災力向上を図ること。

22. 鶴見区の将来像や地域ごとの課題、交通、公共施設、緑、防災、子育て等を横断的に整理する長期的な「鶴見のビジョン」を区民参加のもとで策定し、区独自予算枠の拡大とあわせて地域主導のまちづくりを推進すること。

23. 鶴見駅西口において、自転車駐車場の定期利用待機者が多数生じている状況や自動二輪車・原付の一時利用ニーズを踏まえ、駐輪場の増設及びバイクの一時利用スペースの整備を進めること。

24. 生見尾踏切の廃止に伴う跨線人道橋について、歩行者の安全性・利便性を最優先に、エレベーター等によるバリアフリー機能、自転車利用への対応等を十分に検討し、地域への丁寧な説明のもとで早期整備を図ること。また、12 月 7 日の踏切廃止に伴って生じる住民の移動への影響を注視し、必要な対策を最大限講じること。

25. 大黒ふ頭・大黒海づり施設周辺の港湾緑地・公共空間について、港湾・物流機能との両立を図りつつ、市民利用、観光、スポーツ、飲食等の魅力を高め、民間活力も活用した賑わい創出と回遊性向上を進めること。

26. 保育施設、公共施設、地域団体等の連携により、子育て相談、交流、居場所づくりを地域の中で支える取組を推進し、鶴見区内の子育て世帯が身近な地域とつながる機会を充実すること。

27. つるみ区民活動センターについては、豊岡町複合施設への移転を見据え、機能・組織の再構築と PFI 事業者との連携を早期に進めること。民間委託も活用し、地域との継続的な企画・交流を促進するとともに、開かれた運営とスタッフの顔や個性が見える事業展開を図ること。

（港北区）

28. 綱島駅東口駅前地区市街地再開発事業については、早期に整備が進むよう、引き続き粘り強くしっかり取り組むこと。

29. 東京丸子横浜線（綱島街道）の拡幅工事に向けて、測量、設計、関係機関との調整、用地取得等を促進すること。

30. 鶴見川周辺（新羽・大倉山）地域の回遊性の確保による地域交流活性化のために橋梁工事に早期に着手すること。

31. 区内の喫煙禁止地区の拡大について、日吉駅周辺地区に続き、地域からの要望を踏まえ、綱島駅周辺をまずは美化推進重点地区に指定すること。

32. 市道菊名第 70 号線の拡幅整備を早期に行うこと。

33. 災害時には拠点として機能する港北区役所へのアクセス路（緊急輸送路）である環状 2 号線（大豆戸～師岡～駒岡）の無電柱化を早急に進めること。

34. 利用者、地域からも要望のある、老朽化した菊名池公園（北側）のトイレの改修工事（再整備又は洋式化）を早急に行うこと。

35. 綱島駅から港北区民文化センター（ミズキーホール）への行き方が不慣れな人にはわかりにくい（特に夜間）ので、見えやすいところへの案内板の設置等、工夫をさらに進めること。

（都筑区）

36. 県道横浜上麻生線桜並木交差点周辺について、市が実施済みとする渋滞対策の効果を地域住民の実感を踏まえて再検証し、必要に応じて追加の渋滞緩和対策を講じること。

37. タウンセンター地区の魅力あるまちづくりに向けた検討を、社会情勢を踏まえつつ着実に進めること。

38. 東山田駅前周辺の活性化に向けた取組について周辺環境事情を踏まえつつ、より一層推進すること。

39. 大規模災害に備えた防災対策の取組について地域事情を踏まえ加速させること。

（旭区）

40. 相模鉄道本線連続立体交差事業については引き続き着実な工事を遂行するとともに、鶴ヶ峰駅北口のまちづくりについても地域と協働で着実に進めること。

41. GREEN×EXPO 2027 については、旭区にも人を呼び込む仕組みを工夫すること。例えば、ズーラシアとの連携やこども自然公園や四季の森公園の活用などの旭区内の回遊や魅力発信につなげること。

42. 地域猫活動の支援として、自治会・町内会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した地域猫活動や適正飼育に関する継続的な啓発を実施すること。

（戸塚区）

43. 投票率の向上を図るため、区の北部及び南部エリアにも臨時又は常設の期日前投票所を設置し、期日前投票の分散に対応すること。

44. 散歩やウォーキング、幼児の散策等による近隣公園の利用増加を踏まえ、誰もが利用しやすい公園となるよう、新たなトイレの設置を含め、公園トイレの環境改善に引き続き努めること。

45. 区内の比較的規模の大きな近隣公園について、駐車場の整備を検討するとともに、遊具の充実や水遊びができる都市型公園を目指し、多くの市民が利用できる環境整備を進めること。

46. 横浜新道上矢部インターチェンジ下り線出口の早期整備及び富士橋交差点の改良を図り、周辺の交通渋滞対策・安全対策を進めること。

47. 上矢部インターチェンジ周辺は冠水が頻発することから、大雨時の冠水注意表示を早急に設置するとともに、排水機能の強化を図り、地域の意見も踏まえながら冠水対策を進めること。

48. 東戸塚駅の混雑緩和について、短期・中期・長期の計画性をもって対策を進めるとともに、利用者への情報発信を強化すること。

49. 戸塚駅において、横浜市営地下鉄へ続く階段とＪＲ地下改札の動線が交差し、混雑時に接触等の危険があることから、乗換者の安全な動線の検討を進めること。あわせて、戸塚駅・東戸塚駅の両駅について、安全性の観点からホームドアの早期設置及び計画の前倒しに引き続き取り組むこと。

50. 戸塚駅東口の元吉倉橋（人道橋）について、通勤者と地域住民・小学生の動線が交錯し混雑時の安全に課題があること、また階段のみで高齢者・障害者・子育て世帯等の利用が困難であることを踏まえ、エレベーターやスロープの設置を検討すること。あわせて、橋下の道路の横断者が多いことから、横断歩道の整備や信号機の設置など、平地での移動手段の改善を早期に講じること。

51. 吉田町側のアンダーパス交差点の渋滞緩和に努めるとともに、通行量が増加している吉田大橋～上倉田間について、駒立橋横断歩道交差点への信号機の設置を検討すること。また、夜間は横断歩道待機付近の照度が低く歩行者の発見が遅れ事故の危険が高いことから、照明の照度向上等により横断者の視認性を高める対策を、戸塚警察署と連携して進めること。

52. 戸塚駅東口タクシー乗り場における鳥の糞害について抜本的な対策を検討するとともに、ペデストリアンデッキや西口バスセンター下も含め、鳩・ムクドリ対策を衛生面の観点から一層進めること。

53. 戸塚駅及び東戸塚駅周辺の無電柱化の早期実現を図ること。

54. 戸塚駅バスセンター入口交差点について、横断時間内に渡り切れない危険な状況が見られることから、高齢者・障害者に配慮したスクランブル横断への変更等を引き続き検討するとともに、進捗状況を公開すること。

55. 戸塚駅西口入口信号から蔵坪方面へ約１００ｍの横断歩道について、歩行者の無理な横断による接触事故の恐れがあり人流も多いことから、信号機の設置又は横断歩道の移設など、安全を優先した改善を進めること。

56. 男女共同参画センター方面から戸塚区役所・トツカーナ方面へ向かう視覚障害者が横断する戸塚区役所前交差点について、視覚障害者用付加装置が未設置であることから、命に関わる交通安全対策として音響式信号機を早急に設置すること。

57. 箱根駅伝のルートについて、国道１号アンダーパスの開通を踏まえ、旧１号線を走るルートへの復帰を関東学生陸上競技連盟に継続的に働きかけるとともに、ルートの歴史や変更理由等を区民に分かりやすく情報発信すること。

58. 遺体安置所等の設置に関し、近隣住民と事業者の相互理解を深め紛争を未然に防止するため、必要な行政指導の内容を定め、その周知と検討を戸塚区として引き続き進めること。

59. 柏尾川に架かる元町橋について、歩行者と車両の交通量がある一方で歩道がなく接触事故の危険があることから、橋の拡幅又は歩道の増設を行うこと。

60. 豪雨災害や地震に備え、戸塚区内の土砂災害警戒区域の定期的な点検を行うとともに、修繕が必要な箇所については所有者との認識共有を図り、安全確保の施策・支援を進めること。

61. 単身高齢者世帯の把握に努め、区と地域の連携を強化し、見守り・安否確認等の支援を積極的に進めること。

62. 河川周辺の親水環境の整備並びに水量・水質の保全に万全を期すとともに、河川の生き物調査の継続と結果の報告・広報を行うこと。

63. 柏尾町の放課後児童クラブが暫定利用している市有地及び建物について、継続的な利用に努めること。

64. 戸塚駅東口バス乗り場について、乗車待ちの利用者が雨天・日差しの中でも安全に並べるよう、上屋周辺だけでなく全体を覆う屋根の設置をバス事業者と早急に検討し、整備すること。

65. 戸塚区内の自転車通行環境について危険箇所の調査を実施し、歩道・車道の利用実態や通学路等の地域特性を踏まえた安全対策（自転車通行可標識の設置、自転車レーンの改善等）を、警察及び道路管理者と連携して推進すること。あわせて、区民から危険箇所の情報を収集して「自転車危険箇所マップ」を作成し、優先順位を付けて改善を進めるとともに、児童が多く利用する通学路については歩行者の安全確保を最優先とした対策を講じること。

66. 戸塚図書館付近からブリヂストン横浜工場付近までの柏尾川について、雑草の繁茂により景観の悪化や見通しの低下が生じ、散策や通行にも影響が出ていることから、当該区間が神奈川県の管理する河川であることを踏まえ、横浜市においても神奈川県と連携・協力し、除草時期を分散させるなど工夫した上で、年間２回以上の草刈りを実施できるよう調整を行うこと。

（青葉区）

67. 桜台団地の建替えにより誕生した「プロミライズ青葉台」では、建替え後に 20 代から 40 代の子育て世帯が大きく増加していることを踏まえ、子育て世代からの要望である、隣接する桜台公園への、小さな子どもが安全に楽しく遊べる幼児向け遊具の設置を進めること。

68. 多目的広場と子どもの遊び場を併用し、幅広い年齢の多くの市民が利用する青葉区の美しが丘公園について、安全面への配慮と利用しやすさの観点から、入口が男女別となるトイレを設置すること。

＜各種団体からの要望事項＞

市内各種団体から本会派に寄せられた主な要望事項を、団体ごとに記載する。各事項については、市民全体への効果、必要性、事業費、財源及び公平性を検証し、既存事業の見直しも含めて令和９年度予算への反映を判断するよう求める。

【横浜市幼稚園保護者の会／公益社団法人横浜市幼稚園協会】

1. 医療的ケア児及び発達障がい児等の私立幼稚園への就園にあたり、医療的ケア児就園支援コーディネーターの配置拡充・機能強化を図るとともに、各園の受け入れ状況や活用可能な支援制度等の情報集約、保護者への情報提供、個別相談、園との調整支援及びマッチング機能を充実させること。

2. 医療的ケア児や発達障がい児、発達特性のある子どもについて、障害者手帳や診断の有無のみによらず、現場において支援の必要性が認められる場合には適切な支援につながる仕組みを整備するとともに、認定基準や支援制度について柔軟な運用及び制度拡充を図ること。

3. 医療的ケア児や発達障がい児等、支援を必要とする子どもの受け入れを行う私立幼稚園に対し、加配職員の手配、看護師等の専門職の配置費用、医療機器の整備費用、研修費用及び人員体制強化に関する補助制度を拡充し、負担軽減と受け入れ促進を図ること。

4. 支援を必要とする子どもを育てる保護者が孤立することのないよう、相談体制や情報提供体制の充実を図るとともに、通園時の送迎支援や多胎児・きょうだい児がいる家庭への負担軽減など、保護者支援を強化すること。

5. 特別な配慮を必要とする子どもが預かり保育を利用する際、教職員を増員するための人件費を助成すること。

6. 私立幼稚園において、園舎や遊具、園庭設備等の老朽化対策、安全点検後の修繕、暑さ対策、防災・防犯対策等に係る助成制度を充実させること。特に猛暑対策（空調設備・日除け等）に柔軟かつ即応できるよう、私立幼稚園等補助金をさらに拡充すること。

7. 市型預かり保育事業を実施する園への継続的な支援を行い、横浜型預かり保育制度を堅持すること。未実施園が導入を検討しやすい環境整備及び利用環境のさらなる充実を図ること。

【横浜市幼稚園保護者の会】

8. 発達支援の専門家による幼稚園巡回相談を充実させ、教職員への継続的な助言に加え、必要に応じて保護者も相談できる体制を整備すること。

9. 園周辺道路の安全対策、交通安全啓発及び見守り体制の充実を図り、子どもたちが安心して通園できる環境を整備すること。

【公益社団法人横浜市幼稚園協会】

10. 特別支援が必要な園児一人当たりの助成単価（現行年間 30 万 2 千円）のさらなる増額を図ること。

11. 特別支援の認定要件（現行 3 対 1）を緩和し、2 対 1 あるいは 1 対 1 とすること。ADHD や多動などの診断がある場合は 1 対 1 の加配とすること。

12. 施設の増改築工事への助成額の総額と限度額を増額し、申請枠を拡大すること。また、私学助成園から移行する場合の園舎の建替え・改修への助成を行うこと。

13. 保育 DX 推進のため、園業務を支えるソフトウェア・アプリの導入費用に加え、増大するランニングコストに対する助成を行うこと。

14. 小学校の GIGA スクール構想及び「幼保小の架け橋プログラム」と連携し、幼児期からの ICT 教育を推進するため、教職員一人一台のタブレット端末を整備すること。

15. e ラーニングなどオンラインを活用したキャリアアップ研修や園事務軽減のための ICT 環境整備への助成を行うこと。

16. 幼児教育・保育無償化における 1 号認定公定価格 25,700 円について、賃金上昇と物価上昇分を反映した毎年の見直しを行うよう、引き続き国に強く働きかけること。

17. 急激な少子化に伴う園の廃園、学校法人の解散や合併等について、あらゆる手法を研究するため、横浜市こども青少年局と合同で研究チームを設置すること。

18. 給付制度の理解を促進し、適正適切な運営をバックアップするコンサルテーション事業を推進すること。

19. 中学生・高校生を対象とした幼稚園教諭の PR 拡充のための「横浜幼保プロジェクト」予算を増額するとともに、養成校への訪問を含めた学生への PR 拡充のための助成を増額すること。

20. 横浜型預かり保育事業又は 2 歳児受入れ推進事業の実施園に限定されている住居手当の補助対象を全幼稚園に拡充・増額するとともに、認定こども園対象の保育士宿舎借り上げ支援事業の市負担を増額し、園負担を軽減すること。

21. 各区役所において、働いていても幼稚園・認定こども園に通わせることが可能であることを

さらに周知するとともに、区内すべての幼稚園のパンフレット等の配架をはじめ情報提供を充実させること。

22. 感染症等拡大への対応について、福祉保健センターからの医学的見地による情報と近隣公立教育施設の動向について、施設類型にかかわらず市内すべての園に迅速な情報提供を行うこと。

23. 認定こども園における 2 号認定児の利用調整について、地域の実情に応じた柔軟な対応として、認定こども園が直接募集できるよう改善すること。

24. 「幼保小の架け橋プログラム」の強化充実を図るため、相互訪問を含め、教職員のより一層の連携促進を図ること。

【特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会】

25. 区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの三者について、各々の役割を明確にし、家族や当事者にとって見通しと責任をもって対応できる相談機関を明示すること。

26. 全区で家族教室を開催し、家族会との連携を図るとともに、家族会が実施する「家族による家族学習会」に対して会場確保や参加者募集など行政による支援・協力を行うこと。

27. アウトリーチ支援事業を精神科医療と福祉の中核として位置づけ、定期訪問に加え緊急要請（危機介入）にも対応できる体制で他区への展開を推進すること。

28. 精神科病院における隔離・身体拘束をなくし人権を守ること、虐待通報の結果を件数だけでなく状況がわかるよう公表すること、精神科特例の廃止を国に働きかけること、薬物療法偏重を見直し精神療法等を取り入れるよう指導すること、身体合併症の受け入れ体制を強化すること。

29. 障害基礎年金の受給要件を緩和し、無年金の精神障害者を救済する方策を国に働きかけるとともに、障害等級の変更にあたっては障害実態を公正に判断し、年金が確実に受給できるようにすること。

30. 福祉パスを IC カード化し、障害者の移動における利便性の向上を図ること。

31. 障害当事者が 65 歳になった場合、障害年金や障害福祉サービスが継続して受給できるよう、老齢年金や介護保険サービスへの強制切り替えがないようにすること。

【特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会／特定非営利活動法人横浜市精神障害者

地域生活支援連合会】

32. 第 5 期障害者プランの策定にあたり、精神障害者の各施策の利用状況・実態を検証し、数値目標だけでなく精神障害の特性（体調変動や複合的困難）を反映した柔軟な生活支援機能を正当に評価しプランや施策に反映すること。また、地域活動支援センターの役割をプランに明記すること。

33. 横浜独自の強みである市内約 60 か所の地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型）を、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に明確に位置づけること。アウトリーチ機能の刷新や居住区ごとの判断の違いによるサービス格差の是正を推進すること。

34. 依存症の回復プロセスに合わせ、生活訓練制度の期間制限（原則 2〜3 年）を個別の回復状況に応じて柔軟に運用するとともに、国に制度見直しを働きかけること。また、行政主導の依存症対策定期協議の場を設置し、市民への啓発事業を実施すること。

35. セルフプラン率 37.4%の改善に向けた計画相談支援の体制整備、事務負担軽減の DX 化、主任相談支援専門員による WG 設置を進めること。

36. 地域ケアプラザとの連携強化に向けた共通ビジョンの啓発、部局横断の連携強化と民間事業所を交えた意見交換の場の設置、地域生活支援拠点の 5 つの機能への事業所の積極的参画を後押しすること。

37. 市庁舎アトリウムにおける障害者フェアを継続実施すること。市庁舎内「街パン」スペースでのパン以外の自主製品販売枠を創出すること。区ごとの優先調達格差を是正し、ノベルティへの福祉事業所製品の活用及び委託販売の仕組みを検討すること。

【公益社団法人横浜市病院協会】

38. 令和 8 年度診療報酬改定の効果を踏まえ、物価動向・中東情勢・酷暑の影響など病院経営に影響する喫緊の課題に対し、適切かつ機動的な対応を図るよう国・県に働きかけること。

39. 診療報酬での消費税補填状況を十分に検証するとともに、病院における保険診療に係る消費税を課税とし軽減税率による取引とするなど、控除対象外消費税の抜本的な課題解決に向け国に働きかけること。

40. 医療系人材を紹介・斡旋する事業者に対し、紹介手数料の上限規制の導入や早期離職に係る返戻金制度の義務化を国に働きかけるとともに、市としても監視・指導を強化すること。

41. 看護師・看護補助者の採用・育成に係る支援を拡充すること。県と連携した地域看護師の取

組強化、病院看護補助者への介護福祉士資格取得支援の拡充に取り組むこと。

42. 院内・院外保育所の整備意向がある病院への情報提供に努め、運営費補助の拡充を県に働きかけるとともに、院内・院外保育所を有しない病院の従事者に対する保育料等を支援すること。

43. 新たな地域医療構想は、病床機能の再編のみならず、人材確保・育成、医療の進歩、患者の受療動向、在宅医療や福祉との連携など幅広い観点から検討すること。構想推進にあたっては当協会と緊密に意見交換し、地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用と一般財源の確保により医療現場の負担軽減を図ること。

44. 将来的に増加が見込まれる高齢者の救急需要を踏まえ、二次救急と一次救急の中間的（1.5次的）な救急医療機能を、昨年度新設の「後方搬送受入病院」の参加基準に準じて構築すること。各救急医療体制に応じた適切かつ十分な補助制度を整備し、近隣自治体からの患者受入状況を補助制度に反映すること。

45. 自家発電装置の整備、医薬品等の備蓄など災害時医療の確保に対する支援を拡大すること。津波・高潮・洪水ハザードマップ想定区域に立地する医療機関への優先的な事業実施と補助率の引き上げを行うこと。

46. 災害時に燃料を安定供給できる協力営業所（ガソリンスタンド）を拡充するとともに、上下水道の耐震化や老朽化対策、発災時の応急給水や早期復旧への取組を強化すること。

47. 電子カルテ導入費・システム改修費・セキュリティ向上費用に対する支援を行い、医療 DX 推進が医療機関の負担とならないよう国への働きかけと市としての支援を行うこと。県と連携し地域医療介護連携ネットワークの拡充に取り組むとともに、医療従事者の負担軽減につながるシステム構築を支援すること。

48. 一般病院と精神科病院の連携を強化し、必要な支援策を検討・実施すること。精神科措置入院診察料の見直しを県に働きかけ、必要に応じ市単独措置を検討すること。精神科病院の病床再編・機能転換に取り組む医療機関への支援を国・県に働きかけること。

49. 外国人患者の医療費未払いへの支援を継続・拡充するとともに、国際園芸博覧会の開催も見据え、案内サイン・帳票類の多言語対応など医療の国際化への支援を強化すること。

50. がん検診に対する支援を拡充するとともに、専門医や医療従事者による市民向け啓発事業への支援を行うこと。

【神奈川行政書士政治連盟】

51. 住民票・戸籍等証明書の郵送請求（職務上請求を含む）において、クレジットカード・コード決済等によるキャッシュレス決済を導入すること。また、オンライン申請において、資格確認・利用目的の記録・交付履歴管理を前提とした職務上請求の申請経路を新設すること。

52. 成年後見人等への通知書等に係る送付先住所変更の一括登録制度を導入し、福祉・介護・税務・保険・住宅等の各行政分野において共通的に活用できる庁内横断的な運用体制を整備すること。

53.「ヨコハマあんしん登録」の登録支援窓口において、遺言・生前契約等の法的判断を伴う登録内容の適切性を確保するため、行政書士が関与する仕組みを整備し、制度の実効性と信頼性を向上させること。

54. 横浜市内各区役所で実施されている行政書士による無料相談業務について、相談内容の高度化・多様化及び安定的な相談体制の確保の観点から、相談業務に従事する行政書士に日当を支給すること。

【横浜市歯科医師連盟】

55. 現行の妊婦歯科健康診査事業を、対象を妊婦から産婦（産後一定期間）まで拡充した妊産婦歯科健康診査事業へと発展させ、横浜市を実施主体とする「包括的母子口腔保健推進事業」として位置づけ、制度設計・評価・財源管理の責任を明確化すること。実施にあたっては横浜市歯科医師会を基盤とした 18 地区の地域連携体制を活用し、健診の質の均一化と妊娠期から乳幼児育児期にわたる継続的なフォロー体制を確保すること。

56. 妊婦の配偶者等の養育者（パートナー）を対象とした歯科健康診査を新設し、家族単位での口腔ケアを通じて、乳幼児期のう蝕予防と妊娠期から乳幼児育児期まで切れ目のない母子口腔保健支援体制を構築すること。

57. 母子口腔保健施策の実効性を高めるため、健診データの集約・分析及び評価指標の整備を進めるとともに、若年妊産婦・孤立家庭・外国籍住民を含めた啓発・受診勧奨を強化し、生涯にわたる歯科口腔保健の充実と他の母子保健・健康事業との連動を図ること。

58. 増加・高度化する障害者歯科医療需要と全身麻酔下診療の待機長期化に対応するため、新たな歯科保健医療センターを整備し、全身麻酔下歯科診療体制を拡充するとともに、北部・西部・南部を含めた地域分散型の診療体制を構築すること。あわせて、採算性の低い障害者歯科医療を継続的に提供できるよう、必要な運営費補助を拡充すること。

59. 既存の横浜市歯科保健医療センターについて、照明の LED 化、アナログからデジタルレントゲン・CT への更新、耐用年数を超過した診療台の更新、電子予約システムの導入など、DX 化を含む設備更新及び老朽化対策への財政措置を早急に講じ、障害者歯科医療及び顎顔面領域の歯科救急医療の基盤整備を重点政策として位置づけること。

60. 潜在歯科衛生士の復職を促進するため、横浜市主体の復職支援プログラムの創設、e ラーニングと臨床研修の体系化、歯科医師会と連携した就業マッチングを推進すること。あわせて、出産・育児期の離職が多い実態を踏まえ、短時間勤務・柔軟な雇用制度の導入や育児復帰支援等により、女性歯科衛生士のキャリア継続を支援すること。

61. 一般歯科診療所における慢性的な歯科衛生士不足に対応するため、小規模診療所に配慮した雇用支援補助・採用支援制度を創設するとともに、奨学金返済支援等による若手人材の地元定着・確保や労働環境の改善を進めること。

62. 在宅医療・介護分野における訪問歯科及び施設口腔管理への支援を拡充し、口腔機能管理を地域医療構想及び地域包括ケアシステムに明確に位置づけるとともに、多職種連携の推進と災害時の口腔ケア体制の整備を図ること。なお、診療報酬・介護報酬への反映については国に働きかけること。

【横浜学童保育連絡協議会】

63. 経済的理由により放課後児童クラブの利用が困難な低所得世帯・ひとり親世帯・多子世帯等を対象に、国や県の補助制度を最大限活用しつつ、市独自の利用料減免制度を創設すること。市議会で全会派一致により採択された請願の趣旨を踏まえ、早期の制度化と財源確保を図ること。

64. 民間賃貸物件を活用するクラブが大宗を占め、家賃補助上限（月額 20 万円）の超過分を保護者負担に転嫁せざるを得ない実態を踏まえ、補助上限超過分や更新料への加算補助を新設し、施設家賃に係る負担軽減を図ること。あわせて、予算に余裕のあるクラブの余剰分を必要なクラブへ再配分できる柔軟な仕組みを構築すること。

65. 学童保育支援員の確保と定着を図るため、非常勤・パート職員を含めた賃金の底上げを行うとともに、週休 2 日体制の確立や休暇取得を可能とする十分な人員配置に向けた市独自の財政支援（運営費の拡充）を講じること。あわせて、経験やキャリアアップの成果が給与・待遇に適切に反映される処遇基準を構築すること。

66. すべての保護者が家庭の方針や子どもの特性に応じて施設を選択できるよう、放課後キッズ

クラブとの保育料格差を是正し、学童保育クラブの保育料引き下げを図ること。あわせて、支援員不足が保育料の値上げを招く負の連鎖を断ち切り、安定した運営基盤を確保すること。

67. 新一年生や配慮を要する児童、学区外児童への対応など、国の制度が想定する範囲を超えた送迎需要が生じている実態を踏まえ、国制度で補填できない送迎に係る人件費・交通費への市独自の財政支援を創設すること。横浜市こども青少年局が実施した送迎実態調査の結果を踏まえ、現場の実情に即した柔軟な送迎支援制度を早期に整備すること。

【神奈川県社会保険労務士政治連盟】

68. 指定管理者制度導入施設において、市民サービスの質を支える職場環境を確保するため、社会保険労務士による労働条件審査（労働条件の法令遵守状況の調査及び従業員へのヒアリングを通じた労働環境のモニタリング）を活用し、指定管理業務に携わる従業員の労働環境の点検・改善を図ること。

69. これからの社会を担う中学生・高校生等が、社会保障制度の仕組みや働く際のルール・権利義務について正しく理解できるよう、各教育委員会・校長会と連携し、キャリア教育や総合的な学習等の場における社会保険労務士による出前授業の実施機会を拡大すること。

70. 労働環境及び社会保障に関する専門性を有する社会保険労務士を、指定管理者の選定・評価委員会をはじめ、市が関係する検討会議・評議会・ワーキングチーム・有識者会議等の構成員に登用（推薦）し、市の事業の適正化と市民サービスの向上を図ること。

【横浜市薬剤師連盟】

71. 2040 年を見据えた地域包括ケアシステム及び新たな地域医療構想の構築にあたり、医療・保健・福祉を一体で捉え、関連事業の企画・実施の各段階で横浜市薬剤師会との密接な連携・協議を行うこと。あわせて、薬局の役割・機能及び薬剤師会の活動（フレイル対策、人生会議（ACP）普及啓発、学校環境衛生等）が市民に認知されるよう、市の広報に協力すること。

72. 市民に身近な医療提供施設である薬局の機能を活かし、フレイル対策、ポリファーマシー対策、糖尿病・腎臓病の重症化予防、緩和ケアや抗がん剤治療を含む在宅医療における服薬管理等の事業を、横浜市薬剤師会と連携して実施すること。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におけるフレイル対策の全区展開を着実に進めること。

73. 大震災・風水害・新興感染症等に組織的に対応する地域薬剤師会の災害対応力を維持するた

め、三者協定に基づく災害時薬剤師の人材育成に係る経費及び災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）の維持管理・運用費について、物価高騰の状況も踏まえた市のさらなる支援を行うこと。

74. 学校薬剤師が環境衛生検査に使用する IAQ モニター等の測定機器について、教育委員会貸与品以外の機器も含め、ユーザー校正及びメーカー校正（センサー交換等）に係るメンテナンス費用を市が全面的に負担すること。

【神奈川県税理士政治連盟】

75. 中小企業のデジタル技術の導入・活用を支援するため、デジタル化推進に必要な人材育成や、導入後の定着までを見据えた継続的な支援策を拡充すること。

76. 原材料高や各種料金の値上げの影響を受ける中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、取引適正化の促進、価格競争力強化のための実践的研修、マーケティング戦略の見直し支援等を行うこと。特に小規模事業者に対し、価格設定や顧客への説明方法等の実務的ノウハウの提供を強化すること。

77. 中小企業の資金繰り改善のため、相談窓口を強化し、個別的事情に応じた迅速な給付・融資が実行されるよう関係機関へ要請すること。

78. 経営改善計画に基づく借入金の弁済猶予に伴い支払う信用保証料について、補助金等の制度により実質的な負担軽減を図ること。

79. 納税が困難な中小事業者に対し、個別の事情に応じた柔軟な徴収対応を行うとともに、納税緩和措置の適用について積極的に周知すること。

80. 既存事業の見直しや新規事業展開を検討する中小企業に対する事業再構築支援を拡充し、成長分野への業態転換や新市場開拓に取り組む企業への集中的支援を行うこと。

81. 自然災害・感染症・国際情勢の変化等のリスクに対する中小企業の事業計画策定や危機対応力の強化のため、専門家派遣や研修プログラムを充実させること。

82. 多様な働き方による人材確保・定着を図るため、テレワーク・兼業副業・短時間勤務等の柔軟な勤務形態の推進と、従業員の能力開発を支援する助成制度を拡充すること。

83. インボイス制度に対応する中小零細事業者・フリーランス等への支援を強化するため、経営相談窓口の拡充、経理・税務処理のデジタル化支援、会計ソフト導入支援、取適法（旧下請法）の元請への周知、制度融資の拡充、取引適正化のためのガイドライン整備等、経過

措置終了の影響も見据えた総合的な対策を講じること。

84. 確定申告等における利便性向上のため、マイナポータルで取得可能な情報の範囲を拡充し、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・固定資産税・償却資産税・事業税等の支払実績情報の連携を可能とすること。あわせて、各種申請手続の簡素化に取り組むこと。

85. 申告・納税以外の法令外の文書提出や問合せ対応等を含め、各種行政手続の電子化・デジタル化を推進し、事務の効率化と住民サービスの質の向上を図ること。

86. 行政のデジタル化に不可欠なマイナンバーカード連携について、情報漏洩リスクやセキュリティへの市民の不安解消に向けた取組と周知を行い、納税者と行政との信頼関係を構築すること。

87.「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向け、利用者の多様性を前提とした簡便かつ柔軟なシステム設計を行うこと。特に eLTAX の住民税特別徴収分の納付手順について、国税 e-Tax と同等の利便性となるよう改善すること。

88. 地方税と国税の電子申告手続の煩雑さを解消するため、eLTAX と e-Tax の一体化・統合を進め、申告事務の適正化・効率化と納税者の負担軽減を図ること。

89. eLTAX のダイレクト納付について、e-Tax の自動ダイレクト機能と同様、受信通知からの納付を可能とする等、電子納税の手続を簡略化すること。

90. 国税と同様に、地方税においても電子納税証明書の交付を可能とすること。

91. 個人住民税の特別徴収について、総従業員数 10 人未満の小規模事業者は普通徴収との選択を可能とするよう要件を緩和し、横浜市が率先して連携都県市へ緩和基準の見直しを働きかけること。

92. 事業者の事務負担軽減のため、特別徴収税額について、希望する事業者が口座振替により納付できる制度設計を検討すること。

93. 給与支払報告書における普通徴収切替理由欄の符号記載について、課税徴収事務上の効果が乏しいことから、広域的な統一方針を見直し廃止すること。

94. 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満の場合に利用できる特別徴収税額の納期の特例制度について、納税通知書への案内文掲載等により一層の周知を図ること。

95. 法人住民税に係る予定申告・確定申告の納付書について、電子申告（eLTAX）を利用してい

る法人であっても、電子納付環境が未整備の中小・小規模事業者の納付漏れ・延滞リスクを防ぐため、引き続き送付を継続すること。

96. 相続発生時の個人住民税・固定資産税（土地・家屋・償却資産）に係る届出・申告について、様式・添付書類・提出先を統一した共通届出書として一本化するとともに、関係機関と連携した分かりやすい周知体制を整備し、eLTAX 等による電子提出・複数市区町村への一括手続を可能とする仕組みを検討すること。

97. 次代を担う児童・生徒が租税の意義・役割や主権者としての責任を理解できるよう、特に開催割合の低い中学校・高校における租税教室の開催を推進し、教育現場との連携や教職員への啓発を含め、租税教育推進協議会と一体となった取組を強化すること。

【横浜市腎友会】

98. 災害発生時においても透析医療を確保するため、関係機関・透析施設・透析患者の具体的な行動指針となるマニュアルを作成すること。マニュアルには、関係機関及び補完システムのネットワーク図、役割分担、情報収集・伝達の流れと指揮命令系統、透析患者の支援・受入調整、透析医療機関への物資・移送・宿泊・医療スタッフ確保等の支援、県外透析患者の受入を盛り込むこと。

99. 居宅介護での対応が困難な介護透析患者の増加に対応するため、介護付有料老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等への入所拡大を進め、その推進状況を開示すること。あわせて、独居高齢者の増加を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等の増設を図ること。

【神奈川県宅建政治連盟／神奈川県土地家屋調査士政治連盟】

100. 二項道路のセットバックに伴う道路整備費用について、申請者が個人であるか事業者であるかを問わず、特に公共基準点からの測量を要する道路台帳図面補正費用等を行政が負担し又は同等の支援を行うとともに、後退用地について分筆登記・寄附採納・買取・使用承諾・市道管理台帳化までを一体的に支援する「権原整理モデル事業」を創設し、後退用地の寄附・整備を促進すること。

101. 防災・減災対策を加速させるため、全筆調査に先行した官民境界の早期確定を最優先課題として街区境界調査（先行調査）に取り組むとともに、不動産登記法第 14 条地図の整備や国土調査法第 19 条第 5 項による民間測量成果の活用を組み合わせ、都市部の実情に適した実効的な境界整備を進めること。

102. 最新の測量技術の導入に係る財政支援を拡充するとともに、法務・技術面で市町村をサポートする専門家派遣体制を整備し、資料調査・境界立会い・筆界案作成・所有者説明・遠方相続人対応等に土地家屋調査士を活用して、市民に寄り添う合意形成体制を整えること。

【神奈川県宅建政治連盟】

103. セットバック部分への支障物の設置・放置について、市民等からの通報制度を創設するとともに、是正勧告に従わない悪質なケースに対しては、固定資産税等の減免措置の取消しや過料の検討など、緊急車両の通行確保に資する実効性のある行政指導及び対策を講じること。

104. 第 1 種低層住居専用地域について、現在の社会情勢や土地利用状況を踏まえ、地域の実情に応じた容積率（80%から 100%等）への見直し及び用途地域の指定変更を拡充すること。

105. 容積率 80%の地域における敷地面積の最低限度（現行 125 ㎡）について、住宅取得層のニーズや土地の有効活用、空き家対策の観点から、100 ㎡への緩和措置を講じること。

106. 不在地主や非協力者による地籍調査の停滞を解消するため、新設された土地境界の「みなし確認制度」の円滑な運用フローを構築すること。

107. 市町村の負担軽減と調査の迅速化を図るため、国土調査法第 19 条第 5 項の指定制度（民間測量成果の活用）及び代行申請の活用制度を広く周知するとともに、申請手続の簡素化を図ること。

108. 専用用地確保が必要となる戸建住宅の戸数基準（現行 10 戸以上）を引き下げるとともに、共同住宅については戸数にかかわらず原則として一棟ごとに一箇所の設置を義務付けるよう、基準を見直すこと。

109. 高齢化社会への対応及び地域紛争の根本的解決策として、他都市の先進事例を調査・研究し、横浜市内の一部地域から段階的に戸別収集を導入・検討すること。

110. 2025 年 4 月の建築基準法改正により審査対象・審査項目が増大し確認済証交付までの長期化が常態化していることを踏まえ、建築主事の増員及び指定確認検査機関への委託範囲の拡大を推進し、実質的な審査待ち期間を大幅に短縮すること。

111. 建築確認申請における軽微な修正事項について、書類の差替えや追加提出を認めることで審査期間の短縮と手続の簡略化を図るとともに、オンラインを活用した補正指示のリアルタイム共有や BIM データ等を用いた自動整合性チェックを早期に実用化し、人的ミスと審査時間の削減を図ること。

112. 都市計画道路について、5～10 年ごとの定期的な計画検証を徹底し、計画決定から 20 年以上事業化されない路線については、社会情勢の変化を踏まえ、事業廃止を含めた明確な判断基準を策定・公表すること。

113. 「元石川線」をはじめとする隣接自治体との接続路線について、広域的な公共性と渋滞解消効果を重視し、優先整備路線として早期に着工すること。

114. 相模原市内の民地に埋設された横浜市の導水管について、不動産取引時のトラブル防止のため、神奈川県企業庁の管路情報システムで埋設状況が確認できるよう、導水管に関する情報を提供すること。

【神奈川県土地家屋調査士政治連盟】

115. 木造住宅密集地域、通学路、地域防災拠点・医療福祉施設周辺を重点地区に指定し、測量・舗装・段差解消・排水整備・隅切りを集中的に進めるとともに、「消防活動困難箇所の減少」「通学路の安全性向上」「高齢者・障害者の移動安全確保」等の成果指標により整備効果を見える化すること。

116. 狭あい道路の後退整備について、空き家除却、ブロック塀改善、建替え相談と連動させ、市民が費用・手続・相談先を一度で把握できるワンストップ型の支援とすること。

117. 地図混乱地域、狭あい道路密集地域、災害リスク地域、空き家・高齢者世帯が多い地域を優先する「横浜市地籍調査加速化・重点化プラン」を策定し、都市部に適した地籍調査を戦略的に推進すること。

118. 相続登記の義務化、空き家相談、道路後退相談と地籍調査を連動させ、土地を守るための市民向けの相談・周知を全区で強化すること。

【横浜市獣医師連盟】

119. 学校飼育動物の減少や野毛山動物園の休園（令和 9 年 1 月から 11 年）により子どもが生身の動物とふれあう機会が減少していることを踏まえ、生命尊重・情操教育の充実のため、小学校・特別支援学校・保育施設等において獣医師の指導のもと安全かつ衛生的に実施する「動物ふれあい事業」について、学校訪問型ふれあい授業の実施費、動物の管理・輸送費、感染症対策費、獣医師・動物看護師の派遣費、教材作成費を含め、必要な予算を拡充・確保すること。

【一般社団法人横浜建設業協会】

120. 市民の安全・安心を守り、横浜市が今後も魅力ある都市として発展し続けるため、道路・橋梁・トンネル等の点検・補修・更新等のインフラ老朽化対策、自然災害の激甚化・頻発化への対策、バリアフリー化、歩道整備、無電柱化、交通接点の改善等を計画的に進めるとともに、市内企業の受注機会の確保・拡大の観点から、インフラ整備予算の一層の増額及び確保を行うこと。

121. 工期や予定価格が実勢と乖離し入札不調となる案件の発生を防ぐため、発注前の設計段階での施工事業者へのヒアリング、市場実勢を踏まえた概算見積の取得・検証の仕組みの構築、発注条件（工期・工程・予定価格等）の妥当性を専門的に確認する部署の設置等、発注の適正化に向けた体制を整備すること。特に議会物件等の大型案件について早期段階での実務的な検証体制を整えること。

122. 建設業の時間外労働上限規制への対応として、施工時期が限定される工事や発注者側の要因により工程が制約される工事については柔軟な工期設定と適正な工程を確保するとともに、工期が延伸した場合の現場管理費・一般管理費等を適正に上乗せすること。あわせて、発注段階から週休 2 日を確保できる工程設定と実態に即した積算を行うこと。

123. 建設資材・燃料価格の高騰や白ナンバー規制によるダンプトラック単価の上昇、人手不足・週休 2 日制・残業規制に伴う労務価格の上昇を踏まえ、これらの単価上昇分を見込んだ公共工事予算を確保すること。

124. 建設資材・製品価格が年に数回値上げされる状況を踏まえ、見積価格については直近の見積書を採用するとともに、掛率について十分に配慮すること。

125. 材料が最小購入数量未満の場合は最小購入数量で、労務費が 1 人工未満の場合は 1 人工で計上するなど、数量が少量である場合の予算設定について実態に即した積算を行うこと。

126. 学校や施設からの要望により騒音作業等を土日・祝日や時間帯を制限して実施せざるを得ない場合について、休日割増や音出し制限に伴う費用を設計時に見込むか、実施した分の追加費用を認めること。

127. 同一工区内で複数業者が同時施工する輻輳状態では、工程・搬入の調整や作業ヤードの共有、安全管理体制の強化等により施工効率が低下し管理負担が増大することを踏まえ、実態に応じた経費率の加算措置を講じること。

128. 一つの契約で施工箇所が複数に分散する工事では、休憩所・仮設設備の複数設置や現場間の移動経費等により間接経費が増大することを踏まえ、予定価格の設定段階で現場数に応じ

た必要経費を考慮し、適切な加算措置を講じること。

129. 工事書類の簡素化について、名称変更にとどまらず実質的な作成負担の削減につながる制度改善を進めるとともに、現場管理業務の増加を反映した現場管理費等の経費率を引き上げること。特に工期が著しく長期にわたる工事、技術的難易度が高い工事、施工効率が低下せざるを得ない工事については、個別性を考慮した経費率の加算措置を講じた上で発注すること。

130. 物価スライドの適用にあたり、刊行物単価の反映には実勢取引価格との間にタイムラグが生じ大きな乖離が生じていることを踏まえ、基準日の刊行物単価ではなく実際の購入契約単価（実勢価格）を基礎とした算定方法とすること。

131. 資材価格高騰への対策として、当事者間で契約金額の見直しを協議し変更できる価格変動協議条項を契約書に盛り込む等の対応を行うこと。

132. 設計変更に伴う変更契約について、現行の当初落札率を乗じる方式を改め、新工種に限らず設計変更部分は 100%により積算すること。

133. 最低制限価格に α 値を乗じる現行の入札方式の下で受注価格が予定価格の 92～93%程度に集中し、一般管理費の確保や賃上げ・人材育成への投資が困難となっている実態を踏まえ、若手技術者の確保・育成や処遇改善、持続可能な建設業経営の観点から、入札制度の見直しを行うこと。

134. 設計変更の上限額を 30%とする運用について、超過時の監理技術者の新たな選任や関係書類の再作成等による事務負担の増大を踏まえ、上限規定の撤廃を含めた見直しを検討すること。

【横浜市介護老人保健施設経営者会】

135. 市の就労支援サイトや区役所等の相談窓口から、ハローワークの求人情報、就職相談会及び職業訓練の情報に容易にアクセスできるよう、案内方法を改善すること。求職者が民間の紹介サービスを含めた選択肢を比較し、自分に合った支援につながれるよう、関係機関と連携して情報提供を充実させること。

136. 各ハローワークで実施されている就職相談会やセミナーについて、市民にとってより身近な区役所等で定期的に開催するなど、地域における就職相談機能を拡充すること。

137.「人材確保対策コーナー（介護・福祉等）」の拡充を図るとともに、その支援事業の内容や利用方法について市民への広報を一層強化すること。

138. 介護老人保健施設の入所者について、特別養護老人ホーム等と異なり医療機関受診時や薬剤費に医療保険が原則適用されず施設の自由診療負担となっている実態を踏まえ、他の介護施設と同様に老健にも医療保険の適用が図られるよう国に働きかけること。

139. 令和 6 年度介護報酬改定で一本化された介護職員等処遇改善加算について、老健の加算給付率（7.5%）が特別養護老人ホーム（14.0%）に比して低い格差を是正し、老健についても同等程度の加算給付率となるよう国に働きかけること。

140. 特別養護老人ホームへの要介護１・２の特例入所については、在宅生活が困難な本人の事情を踏まえた適切な運用を確保すること。あわせて、介護老人保健施設の空床状況と利用者の受療・退所後の動向を分析し、在宅復帰支援という老健の役割が十分に発揮されるよう、医療・介護の連携や報酬上の課題について国に改善を働きかけること。

【横浜市資源リサイクル事業協同組合】

141. 鶴見資源化センターの再整備（令和 13 年度稼働予定・民設民営方式）をはじめとする市内資源選別センターの計画的な再整備を進めるとともに、平成 5 年建設の緑資源選別センター等、老朽化が著しくペットボトル主体への処理品目の変化により恒常的な負荷が生じている現存施設についても、再整備を待たずに必要な修繕・整備を喫緊の課題として進め、安定的な再資源化体制を確保すること。

142. AI 選別機をはじめとする先進的な機械設備の導入が今後の資源選別センター再整備の重要な論点となることを踏まえ、全国の先進施設の選別精度や運用実態に関する情報共有や視察・見学会の機会を、横浜市及び市会議員とともに設けること。

143. 廃棄物・資源収集が市民生活を支える社会インフラであることを踏まえ、国際情勢の不安定化により燃料・アドブルー・エンジンオイル・作動油等の車両維持資材の入手が困難となる事態に備え、緊急時にこれらを収集事業者へ優先的に供給する対象として位置付ける体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化すること。

144. 令和 8 年 4 月に閣議決定された廃棄物処理法改正案に基づくヤードの許可制について、貴重な資源物が不適切な形で国外へ流出することのないよう、可能な限り早期かつ厳正な運用を図るとともに、金属スクラップの流通管理の強化や不適正ヤード対策について実効性ある対策の早期実装を進めること。

【NPO 法人横浜市集団回収推進部会】

145. 資源集団回収の回収頻度・回収日程の見直しにあたり、回収業者単独では市民周知に限界が

あることを踏まえ、市の収集計画との整合を図りながら、市民への周知に横浜市が協力すること。

146. 古紙・古布の排出量が減少し回収効率が悪化する中、資源集団回収事業を将来にわたり持続可能なものとするため、横浜市が今後 5 年程度を見据えた中長期的な収集体制見直しの方向性を示し、燃やすごみ・プラスチック資源・缶びん・ペットボトル等の市の収集計画と民間回収事業が歩調を合わせて段階的に移行できる環境整備を進めること。